

きのこ王国とっとり振興施設等整備事業費補助金交付要綱

制 定 令和3年3月29日付第202000335832号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、きのこ王国とっとり振興施設等整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則及び林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付29林政政第892号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付29林政経第349号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の事業評価実施要領（平成30年3月30日付29林政経第350号林野庁長官通知。以下「事業評価実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、原木しいたけ等の振興施設等の整備を支援することにより、きのこ王国と通りの実現を推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、その者が行う対象事業（以下「間接補助事業」という。）に係る補助対象経費（対象事業に要する同表の第3欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する同表の第5欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額に同表の第6欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長（以下「地方事務所の長」という。）が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

4 別表の第2欄に掲げる者のうち市町村以外のすべての者は、交付申請に当たり、様式第2号による

事業により取得した財産の使用に関する誓約書を添付しなければならない。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 地方事務所の長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

4 地方事務所等の長は、やむを得ない事由により早期に交付決定をすることが困難な場合において、交付目的を達成するため必要があると認めるときは、本補助金の交付見込額を様式第4号により内示することができる。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。） 第13条から第14条、 第16条第2項後段、 第17条、 第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を地方事務所の長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による地方事務所の長の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第7欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を地方事務所の長に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日（間接交付のための補助金の場合は、間接補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止から20日が経過する日）

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定日の属する年度の翌年度の4月20日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 規則第17条第1項の報告書には、前項に定めるもののほか、様式第5号による消費税仕入控除税額集計表を添付しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が、交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。
- 6 前項の規定による報告は、実績報告を提出した年度の6月15日までにを行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

(間接補助金の支払)

第11条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条で定める処分の制限を受ける期間とし、別表第3の第1欄に掲げる財産にあっては、同表の第2欄に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 本補助金の財産処分の承認は、財産処分の申請を受けた日から起算して、知事が、その処分について農林水産大臣の承認を申請してから当該承認を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数が経過するまでの間に行うものとする。

(間接的な財産処分の承認)

第13条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分を承認しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(事前評価及び事後評価)

第14条 事業実施主体は、事業評価実施要領を準用し、次のとおり事前評価及び事後評価を行うものとする。

(1) 事前評価は、費用対効果分析による事業効果の測定等を行い、総費用額に対する総効果額の比率が1.0以上となることを確認するものとし、事業計画の作成段階において行うものとする。

(2) 事後評価は、事前評価を行った事業ごとに、事前評価の費用対効果分析手法で使用した評価因子を実測値に置き換えることが可能な事業については、その因子を置き換えることにより行うものとし、補助金交付申請書に掲げた目標年度（以下「目標年度」という。ただし、収支を伴う施設については、事業完了年度の翌年度から起算して3年目についても行うものとする。）の翌年度の8月末までに、市町村を經由して地方事務所の長に提出するものとする。

(達成状況報告)

第15条 事業実施主体は、個別指標の達成状況について、目標年度までの毎年度の状況を様式第7号により、翌年度の6月15日までに市町村長に提出し、市町村長はそれを取りまとめて6月末までに地方事務所の長に提出するものとする。

(提出書類の部数等)

第16条 規則及びこの要綱の規定により地方事務所の長に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第8条関係）

1 対象事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 間接補助率	5 間接交付主体	6 補助率	7 重要な変更
特用林産振興施設等整備	(1) 市町村 (2) 森林組合 (3) 生産森林組合 (4) 森林組合連合会	(1) 特用林産物生産基盤整備 特用樹林造成、作業道等整備、ほだ場等造成に要する経費	第6欄の率	市町村	1 / 2	(1) 補助金額の30%を超える減 (2) 補助金額の増 (3) 施設の新設及び廃止
	(5) 農業協同組合 (6) 農業協同組合連合会	(2) 特用林産物生産施設 機械器具費、建物建築費及び構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費				
	(7) 農事組合法人 (8) 林業者等の組織する団体	(3) 特用林産物加工流通施設 (2)に準ずる。				
	(9) 地方公共団体等が出資する法人 (10) 地域材を利用する法人及び特認団体	(4) 廃床等活用施設 (2)に準ずる。				
		(5) 特用林産物獣害対策施設 (2)に準ずる。				

様式第1号（第4条、第10条関係）

年度きのこ王国とっとり振興施設等整備事業計画（実績）及び収支予算（精算）書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括表

(単位：円)

	事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
		補助金 (A)	市町村費 (B)	補助事業者 (C)	
事業費					
市町村指導等 事業費					
計					

(2) 市町村指導等事業費

(単位：円)

事業区分	事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
		県補助金 (A)	市町村費 (B)	補助事業者 (C)	
計					

(3) 事業計画書（実績）

（単位：円）

事業区分	事業種目	事業主体名	施行箇所名	工種又は区分	構造、規格又は規模	事業量	事業費 (A)+(B) +(C)	経費内訳			工期		備考
								県補助金 (A)	市町村費 (B)	補助事業者 (C)	着工 (予定) 年月日	竣工 (予定) 年月日	
特用林産振興施設等整備													
合計													

個別指標	現状値			利用計画（個別目標）															費用対効果分析の結果
				1年目			2年目			3年目			4年目			5年目			
	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	

- (注) 1 「事業種目」、「工種又は区分」の欄は、実施要領別表1に定めるものを記載することとし、「事業量」及び「事業費」の欄は工種又は施設区分ごとに記載すること。
- 2 「構造、規格又は規模」の欄は機械・装置、建物施設等について記載すること。また実施要領別表1に定める工種又は施設の区分のうち呼称単位が「式」又は「-」で表示されているものについては、別紙で内訳表を作成し1件（単品目）ごとに「事業量」及び「事業費」の欄に記載すること。
- 5 「工期」欄は、実施要領別表第1に定める工種又は施設の区分の呼称単位ごとに記載すること。
- 6 個別指標及び利用計画については、実施要領別表3に定める事項を記入すること。

7 添付資料

- (1) 間接補助金の交付に関する規程
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 仕入控除税額を減額して申請する場合は、様式第5号による集計表
- (4) 事業計画位置図
- (5) 事業計画図・平面図、その他必要な図面等（施設等整備が該当）
- (6) 収支計画書（収支を伴う施設が該当。導入後3ヶ年間の計画）
- (7) 費用対効果分析
- (8) 経営分析書（事業費5,000万円以上で収支を伴う施設整備が該当）
- (9) 団体等の定款、規約、施設等の管理規程
- (10) 団体等の収支決算書（経営分析書を提出する団体等において、直近3ヶ年分）
- (11) 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（令和3年2月26日付け2林政経第168号林野庁長官通知）チェックシート
- (12) その他必要な書類

様式第2号（第4条関係）

事業により取得した財産の使用に関する誓約書

職 氏 名 様

所 在 地
名 称
代 表 者

印

〇〇（補助事業者又は間接補助事業者）は、補助金交付に付された条件を遵守し、取得した財産を使用して森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨を誓約します。

番 号
年 月 日

様

職 氏 名

年度きのこ王国とっとり振興施設等整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったきのこ王国とっとり振興施設等整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当： 、連絡先： ）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「〇〇〇〇事業」とし、その内容は、・・・・・・・・とす
る。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、きのこ王国とっとり振興施設等整備事業費補助金交付要綱（令和3年3月29日付第202000335832号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則、要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林水産省所管農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付29林政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付29林政第892号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付29林政第349号林野庁長官通知）の規定に従わなければならない。

6 本補助金の交付を受けた者は、次の条件を遵守すること。

- (1) 本事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、原則として一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、必要である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。ただし、その場合であっても競争性が確保されるよう努めなければならない。
- (2) (1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、要綱様式第8号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (3) 森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。
- (4) 本事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 本事業により取得し又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具）について、処分制限期間内においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
また、処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがある。
- (6) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間及び転用制限期間内に補助金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を知事に納付しなければならない。
- (7) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
また、本事業により取得し又は効用の増加した財産については、処分制限期間を経過するまでの間、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならない。

様式第4号（第5条関係）

番 号
年 月 日

様

職 氏 名

年度きこの王国とっとり振興施設等整備事業費補助金の交付内示について（通知）

年 月 日付第 号で申請のあったきこの王国とっとり振興施設等整備事業費補助金については、下記のとおり交付される見込みですので、事業の遂行に支障のないようにしてください。

なお、この補助金の交付見込額は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第6条の規定に基づく交付決定において変更されることがあるとともに、交付されないことがあります。

（担当・連絡先）

記

（単位：円）

事業区分	事業種目	事業内容	事業費	補助金	備考

様式第5号（第10条関係）

年度きのこ王国とっとり振興施設等整備事業費補助金仕入控除税額集計表

事業主体名	仕入控除税額 (A)	補助率 (B)	補助金から控除すべき額 (A×B)	備考
合計				

- (注) 1 事業主体ごとに内訳を記載すること。
- 2 「仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号。以下「消費税法」という。）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額を記載すること。
- 3 「補助金から控除すべき額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

様式第6号（第10条関係）

年度きのこ王国とっとり振興施設等整備事業費補助金仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

職氏名

様

所 在 地

名 称

代 表 者

印

年 月 日付 第 号により交付決定のあった〇〇年度きのこ王国とっとり振興施設等整備事業費補助金について、仕入控除税額が確定したので、きのこ王国とっとり振興施設等整備事業費補助金交付要綱第10条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定 (年 月 日付第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 (実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を越えるときは、当該交付決定控除税額）に補助率を乗じて得た金額)	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 (仕入控除税額に補助率を乗じて得た金額)	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・様式第5号「 年度きのこ王国とっとり振興施設等整備事業費補助金仕入控除税額集計表」
- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

様式第7号（第15条関係）

年度きのこ王国とっとり振興施設等整備事業達成状況報告書

番 号
年 月 日

職氏名 様
(直接交付の場合は、地方事務所長等の長、間接交付の場合は、市町村長)

所 在 地
名 称
代 表 者 印

年 月 日付 第 号により交付決定のあったきのこ王国とっとり振興施設等整備事業費補助金
交付要綱第15条の規定に基づき、別添のとおり報告します。

※添付様式は、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付29林政政
第349号林野庁長官通知）様式7の1に準ずる。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

（事業実施主体） 様

所在地
商号又は名称
代表者

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みにあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。